

業務の処理期間

(株)建築住宅センターが定める確認検査業務の処理期間は、次のとおりとする。

【確認業務】

①	法第 6 条第 1 項第四号の建築物	7 日
②	①の建築物で消防同意が必要な場合	14 日
③	①又は②の建築物で構造計算書が添付されている場合	14 日
④	①又は②の建築物で天空率を適用している場合	14 日
⑤	①又は②の建築物で日影規制が適用される場合	14 日
⑥	法第 6 条第 1 項第一号から第三号の建築物	35 日
⑦	令第 10 条第一号の建築物	21 日
⑧	昇降機	7 日
⑨	工作物	14 日

【完了検査業務】 7 日

【中間検査業務】 4 日

【仮使用認定業務】 21 日

※ただし、①及び⑧の処理期間は、確認検査業務規程第 13 条第 2 項及び第 3 項の休日を除く営業日数で 5 日間、②から⑤まで及び⑨は同じく 10 日間を確保するものとする。